

令和2年度 大町市予算編成方針

1. 日本経済の状況及び国、県の動向

日本の経済情勢は、10月の月例経済報告によると、先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や、金融資本市場の変動の影響に加え、消費増税後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとしている。

政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長率の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指し、10月の消費増税が経済の回復基調に影響を及ぼさないよう経済財政運営に万全を期す、また、台風第19号など相次ぐ自然災害の被災地の復旧・復興を迅速に進めるとしている。

国の2020年度予算編成の考え方は、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとし、施策の優先度を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとし、編成過程においては民間需要や科学イノベーションなどの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視し、プライマリーバランスの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取り組みを進めるとしている。

県財政の状況は、海外の通商課題や経済摩擦の激化等の影響により、県税収入の動向が定かではなく、財源不足額の更なる拡大が危惧されるとし、執行段階においてあらゆる工夫・方策を講じて財源確保を目指すとしている。

新年度においても、財政状況は不透明さを抱えながら厳しさを増すものと見込んでいるため、県の予算編成の基本的考え方は、厳しい財政状況と限られた人員体制を共通認識とし、フローとストックの両面で財政の健全化に取り組み、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営を行うとしている。

また、予算編成プロセスの改善として、編成時期を前倒しして開始し、コミュニケーションの円滑化と作業の平準化を図るとともに、部局長の判断と責任で調整を行う「部局長裁量経費」と政策分野を横断する課題に全庁的に対応する「しあわせ信州創造経費」により、メリハリのある予算編成を行うとしている。

2. 当市の財政状況

平成30年度普通会計決算から見る当市の財政状況は、実質公債費比率、将来負担比率ともに基準を大きく下回っている点、実質赤字及び連結実質赤字比率も数値無しと、市全体での財政の健全化は図られていると言える。しかし一方で、病院事業会計の資金不足比率は18.1%と経営健全化基準は下回ったものの、未だ深刻な事態と言える。

市税及び地方消費税交付金の増加要因はあるものの、連動して地方交付税が減額となるとともに、国県支出金も多くを望めないことから、一般財源の不足は避けられない状況にあり、歳出では消費増税による影響、社会保障関係経費や施設老朽化に伴う維持補修経費の増加等、義務的・経常的経費の増加が見込まれ、政策的経費が圧迫されることが想定される。

こうした状況下で健全財政を堅持するためには、建設事業や維持補修を単独事業としてこれまでどおり継続することは困難であるとともに、経常経費の削減も必要となることが見込まれる。

3. 予算編成の基本方針

新年度は、第5次総合計画の前期基本計画の4年目に当たり、市の将来像実現に向けた、目に見える成果が求められることとなる。

このため、予算編成においては、厳しい財政状況を共通の認識とし、成果の効果検証を徹底し、その改善点を含め、更にスピードを上げて施策展開できるよう、市民要望の反映状況や満足度向上への寄与度を踏まえ、施策の重点化、集約化を図るとともに、各種計画等との整合性や、国県、他の自治体の動向などを十分に把握することが重要となる。

職員一人ひとりが、地方自治法の本旨に則り「最少の経費で最大の効果を上げる」ため、効率的かつ効果的な財源の配分を行い、「選択と集中」を徹底し、メリハリのある事業予算を編成する。

◇ 例年、理事者等に直接働きかけるなどの、ルールに則らない要求を行う部署があるが、必ず予算編成要領に基づき予算要求すること。

① 消費増税の影響が通年になるとともに、会計年度任用職員への移行により、一般財源が大幅に不足する。経常経費等の重点施策以外の事業については、例外なく全ての事業の見直しを行い、一般財源の縮減に努めること。

また、特定財源が期待できない事業の見直し、縮小・廃止に努めること。

② 行政評価、事務事業評価の結果による今後の方向性について、拡大、やり方改善等、対外的にも明確な判断を行うこと。そのうえで、各事業の目的や位置付け、早期に結実させるためのプロセスを再度精査し、必要性に応じて施策を柔軟に組み変えること。また、市長公約の実現、喫緊の課題に対応する事業を優先的に推進し、実施計画に沿った要求とすること。

- ③ 歳入では受益者負担の見直しを着実に進めるとともに、債権管理条例等に基づく滞納整理による公平性の確保を念頭に置き、市有財産の有効活用に努めること。歳入確保の意識を徹底し、売却可能資産の選別、広告料収入、寄附などの自主財源確保に向け、積極的に検討を行うこと。
- ④ 新規事業の実施や既存事業の充実など人員増や歳出増を伴う場合は、将来的な負担や事業の実施態勢を考慮し、類似事業の廃止・縮小、経費の節減や新たな財源の確保により対応すること。
安易な個人の業務負担軽減や、特定少人数のための事業と捉えられかねない事業については原則廃止すること。
- ⑤ 法定事業や社会保障事業にあっても、例外なく、サービス供給量や対象範囲等の再確認を行うなどのデータ分析を徹底し、単なる自然増、安易な補正対応とすることは厳に慎むこと。そのうえで、他施策との関連、重複度合いを調査・検討し、積極的な見直しにより財源を捻出すること。
- ⑥ 特別会計においては、一般会計繰出金の抑制・縮減を念頭に置き、さらなる経営改善に取り組むとともに、利用料負担と税負担の意識を高く持ち、詳細な資料を提出すること。

4. 具体的要求基準

別紙、「令和2年度予算編成要領」に基づいて予算要求入力し、入力できない詳細等については、別資料を提出すること。

5. 予算編成スケジュール

予算編成研修	10月31日、11月1日
予算要求書提出期限	11月15日
各課ヒアリング（担当）	11月下旬～12月上旬
総務部査定	12月中旬（課長ヒアリング）
理事者査定	1月上旬～1月中旬（査定経過の公表）
最終査定	1月下旬
予算書印刷	2月上旬
予算案公表	2月中旬
予算案審議	市議会3月定例会